

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、本人から申請書を提出していただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

<全額免除制度>

申請により保険料全額が免除されます。

<一部免除制度>

申請により保険料の一部が免除されます。

免除割合	4分の3	2分の1	4分の1
免除後の額 (令和4年度)	4,150円	8,300円	12,440円

☎税務住民課保険年金グループ ☎820-5604
広島南年金事務所 ☎253-7710

被爆二世の人の健康管理に役立てていただくため、健康診断を実施します

☑両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する広島県内に居住する人
・広島被爆は、昭和21年6月1日以降に生まれた人
・長崎被爆は、昭和21年6月4日以降に生まれた人

▷実施期間
6月10日(金)～令和5年2月28日(火)
(精密検査は令和5年3月10日(金)まで)

☑無料 (検査費用は無料ですが、被爆二世健康診断の範囲に含まれない検査は自己負担となります。)

☑「令和4年度被爆二世健診のお知らせ」に掲載の実施医療機関一覧のうち、希望する医療機関で受診できます。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受診予約が取りにくい場合や医療機関などが受入れを休止する場合があります。

☑役場などに設置の「令和4年度 被爆二世健診のお知らせ」に添付の専用はがきまたは広島県ホームページから広島県被爆者支援課へ申し込みください。

▷申込期間
6月1日(水)～令和5年1月31日(火)
※消印有効

☑広島県被爆者支援課 ☎513-3116
社会福祉課 ☎820-5635

後期高齢者医療保険料の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料率を見直すこととされており、令和4～5年度後期高齢者医療保険料率が決定しました。

<令和4～5年度の保険料率>

※ () の中は令和2～3年度

均等割額	45,840円 (46,451円)
所得割率	8.67% (8.84%)
限度額	66万円 (64万円)

☑税務住民課保険年金グループ
☎820-5604、☎855-0155
広島県後期高齢者医療広域連合
☎502-3060

手話通訳者・要約筆記者を派遣します

広島県内の病院、学校、会社などで手話での意思疎通が必要な人に熊野町手話通訳者および要約筆記者を派遣します。

▷派遣地域
広島県内
▷依頼内容

病院(診察、健康診断)、学校・保育園(卒入学式、参観、懇談)、会社(面接)、免許センター(運転免許の更新)など。その他の相談にも応じます。

☑無料

☑次の①～⑥の内容を各申請窓口へFAXまたはメールでお送りください。

※初めての人は利用要件の確認手続きが必要
①申込者名、住所、連絡先 ②派遣希望日時
③派遣場所 ④内容 ⑤待ち合わせ場所
⑥必要な通訳(手話または要約筆記)

【手話通訳の窓口】

広島県手話通訳派遣委員会
(社団法人広島県ろうあ連盟)
☎252-0303、☎252-0309
✉hrren@do3.enjoy.ne.jp

【要約筆記の窓口】

社会福祉課地域・障害者福祉グループ
☎820-5635、☎855-0155
✉shafuku@town.kumano.hiroshima.jp

(社会福祉課)

マイナンバーカード交付申請/マイナポイント設定サポート
熊野町役場内に特設会場を開設中!!
☎マイナンバーカード問合せ専用電話
☎516-7875 (8:30~17:15※土日祝を除く)

マイナポイントの最新情報はこちら→



●マイナンバーカードの6つのメリット

(1) 健康保険証として使える

※一部の医療機関・薬局で対応。
※ネット上で自分の薬剤情報などが確認可能。

(2) 最大2万円分のマイナポイントをゲット

「健康保険証の利用登録」と「公金受取口座の登録」分のポイントは6月30日付与開始。

(3) 各種証明書をコンビニで取得できる

「住民票」や「戸籍」、「所得証明書」などが取得できます。

(4) 本人確認書類として使える

(5) 確定申告(e-Tax)がもっと簡単・便利に

(6) 行政手続きがオンラインでできる

※令和5年度開始予定。

●マイナンバーカード業務のために臨時開庁を行います

☎6月9日(木)、16日(木)17:15~20:00 6月25日(土)8:30~12:00

申請	交付	更新
☑通知カード(お持ちでない場合は運転免許証等)、写真(職員が無料で撮影)	☑通知はがき、通知カード、☑身分証明書(写真付きでない場合は2点必要) ※本人の来庁が必要です	☑マイナンバーカード、届いた通知

☑税務住民課
☎820-5604

児童手当法の一部改正に伴い、児童手当の制度が一部変更されました

☑子育て支援課 ☎820-5623

変更1 所得上限が創設されます

令和4年6月分(10月支給分)から、児童を養育している人の所得が以下の表の「B:所得上限限度額」以上の場合、児童手当などが支給されなくなります。

扶養親族の数	A:所得制限限度額		B:所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※扶養親族の数とは

所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(以下「扶養親族等」とします)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した人数をいいます。ただし、里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。

児童手当などが支給されなくなったあとに、所得が児童手当などの所得制限額を下回った場合(税更生などを行い、所得制限額を下回った場合も含む)、改めて認定請求書などの提出が必要となります。

変更2 現況届の提出が不要になりました

今年度から、6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳などで確認することとなりました。そのため、毎年6月1日~30日の間に提出していただいていた児童手当現況届については、原則、提出不要となりました。なお、引き続き現況届の提出が必要な人については、現況届を送付します。

~引き続き現況届の提出が必要な人~

1. 離婚協議中で配偶者と別居している人
2. 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる人
3. 支給要件対象児童の住民票がない人
4. 法人である未成年後見人
5. 施設・里親の受給者
6. その他状況を確認する必要がある人